

墨田児童会館 インスタグラムアカウント運用要領

(目的)

第1条 本要領は、墨田児童会館（以下「館」という。）がソーシャルメディアサービスであるインスタグラムを利用者や地域住民への情報提供媒体として運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インスタグラム Instagram (インスタグラム) は、Meta (旧: Facebook) が所有する写真・動画共有ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) である。投稿やストーリー (24 時間で消える) を公開し、フォロワーと共有することができる。ユーザーや場所別にタグ付けや他のユーザーのコンテンツを閲覧したり、トレンドコンテンツを閲覧することができる。ユーザーは写真に「いいね!」をしたり、コメントをすることが出来る等、不特定のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- (2) アカウント インスタグラムを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) アカウント運用ポリシー アカウントの運用方針や取り決めをいう。
- (5) 投稿 インスタグラムに記事を投稿することをいう。
- (6) フォロー 他のユーザーの投稿等を受信するように登録することをいう。
- (7) フォロワー フォローしているユーザーのことをいう。
- (8) コメント 他のユーザーの投稿等に返信することをいう。
- (9) シェア 他のユーザーの投稿を自分のアカウント内で登載すること。

(運用主体)

第3条 インスタグラムの運用主体は乳用児担当とし、アカウントの登録、管理及び運用は管理職確認の元、乳幼児担当が行なう。
インスタグラムのアカウントは `sumida_jk` とする。

(運用主体等の明示)

第4条 この要領で定められているアカウントの運営主体、発信内容及び発信方法について、インスタグラムのプロフィール欄で明示する。

(アカウント運用者の明示)

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防止するために、運用主体としてインスタグラムのアカウントを館のホームページに明示する。

(掲載内容)

第6条 インスタグラムは、次の各号に掲げる情報を発信する

- (1) 墨田児童会館事業 (乳幼児から始めて徐々に小学生や中高生も始める予定) の開催、変更、中止等に関するもの
 - (2) その他、管理職が適当と認めるもの
- 2 発信した情報に誤りがあった場合は、速やかに発信した内容を削除するとともに、訂正した内容を改めて発信する。

(フォロー、コメント及びシェアの制限)

第7条 インスタグラムでは情報発信のみを行うものとし、他アカウントのフォロー、コメント及びシェアは原則として行わないものとする。ただし、国、地方公共団体、公益法人等の発信する公益性の高い投稿で、管理職が特に必要と認めるものはこの限りではない。

(墨田児童会館ホームページとのリンク)

第8条 ツイートに記載するリンク先は、原則として館のホームページのみとする。ただし、国、地方公共団体、公益法人等が開設したホームページで、管理職が特に必要と認めるものはこの限りではない。

2 インスタグラムのプロフィール欄に、館のホームページの URL を記載する。

(運用の停止)

第9条 インスタグラムのシステム上の問題や、運用に支障をきたす事態が発生するなど、墨田児童会館事業インスタグラムを継続して運用することが困難になった場合は、館のホームページにおいてその理由を明示し、アカウントを停止または削除することができる。

(運用要領の周知・変更)

第10条 本要領の内容は、館ホームページに掲載し、おたよりやポスター等で周知する。また本要領は必要に応じて変更できるものとし、その場合は、変更の旨とその内容を、墨田児童会館事業インスタグラムまたは館のホームページに明示し周知する。

(遵守事項)

第11条 墨田児童会館事業インスタグラムの運用にあたっては、墨田区と社会福祉法人雲柱社が締結した仕様書・協定書の内容と、社会福祉法人雲柱社のセキュリティに関する基本方針を遵守する。

(その他)

第12条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

本要領は、令和年9月1日から適用する。